

通路（協定・確約）書

年 月 日

別紙図面掲載のとおり（協定・確約）します。

申請者（代表者）

住 所

氏 名

通路部分の所在・地番等	地 目 等	権利に関する事項	権 利 者 住 所	権 利 者 氏 名	印

注1：通路とは、建築基準法の道路に該当しない公共の用に供しない道路状の空地を示す。

注2：（協定・確約）のどちらかを示すこと。

図面作成者

住 所

氏 名

（注1）記載図面について（協定図）

- 付近見取図（白地図、住宅地図等）
 - 通路平面図（敷地の区画、地番界等表示、通路の幅員、延長等表示）（A3サイズまで）
 - 通路断面図（概ね2面以上）
 - 公図等（通路部分を赤線で囲む）
 - 通路部分の全部事項証明書等
 - 現地写真
- 記載方法
- 現況通路・・・・・・黒色線表示
協定後通路・・・・・・赤色線表示

（注2）協定・確約事項について

- 図示（協定図）の既設通路が建築基準法第42条による道路に該当しないので、図示の赤線のとおり将来において4m以上の通路を確保し土地利用の様態と環境の維持のため、協定・確約をするものである。
- 現況通路幅4m以上の場合は通路部分の土地所有権者等全員合意によって、協定・確約をするものである。
- 現況通路幅4m未満の場合は通路部分の土地及び後退部分の土地所有権者等全員合意によって、協定・確約をするものである。
- 現況通路幅4m未満の場合は将来、建物を建築（新築・増築等）あるいは、門・塀等を築造する際には、図示のとおり赤線内の既設建築物等を撤去し、幅4m以上の通路部分を確保する。
- 現況の通路部分には一切の建築物を設けない。
- 権利の種類は、所有権及び借地権を有する者とする。
- 通路部分の所有権者等が単独の場合は確約書とし、複数の場合は協定書とする。
- 将来、建築行為を行う場合、建築基準法並びに関係法令に適合させる。
- 土地・建物の所有権者等移転された場合にも、この協定・確約書は、その当事者に引き継ぐ。
- この協定・確約書に対する違反・苦情・紛争等については、当事者間にて解決する。
- 将来、建築行為を行う場合、協定範囲と敷地との境に縁石等を設置すること。

（注3）その他事項について

- 協定・確約書の1部を、建築指導課で保管するものとする。
- 申請者（代表者）は、捺印した者全員に通路（協定・確約）書及び協定図の控えを配布するものとする。
- 通路平面図、通路断面図は、建築指導課ホームページ内で公開するものとする。

□通路（協定・確約）書について

1. 通路とは、建築基準法の道路に該当しない、道路状の空地をいいます。
2. 通路部分の土地の所有権者等が、複数の場合は「通路協定書」とし、単独の場合は「通路確約書」とします。（以下、「通路協定書」と表示します。）
3. 権利者の種類は、所有権及び借地権を有する者とします。
4. 権利者氏名は、必ず本人が自筆で署名捺印してください。
5. 地名・地番は、全部事項証明書等に記載されているとおりに、字まで全て記入してください。

□添付図面について

1. 附近見取図

白地図、住宅地図等に建築基準法上の道路範囲・種別及び協定範囲を赤色線で囲んで明示する。
(※協定範囲の名称は「協定範囲」と明示する。)

2. 通路平面図（A3サイズまで）

現況通路を黒色線、協定範囲を赤色線で明示。

縮尺、方位、接続する道路、敷地の区画、姫路市による道路種別・判定番号、地番及び地番界、現況通路の幅員、協定範囲の幅員及び延長距離、図面名称、図面作成者を明示する。

3. 通路断面図（A3サイズまで）

現況通路の幅員、協定範囲の幅員、地番・地番界、を明示する。

(※主要な部分の断面図を2箇所以上作図する。)

4. 公図等（提供日、転写日等から3月を経過していない地図を添付）

建築基準法上の道路範囲・種別及び協定範囲を赤色線で囲んで明示する。

(※公図の線がつぶれて消えないように注意すること。)

(※登記情報提供サービスにより、全部事項を印刷した図書の写しでも可。ただし、登記情報提供サービスによるものである旨、提供を受けた日、提供を受けた者の氏名を明記すること。)

5. 協定範囲に含まれる全ての地番の全部事項証明書等

(提供日、転写日等から3月を経過していない証明書等を添付)

(※登記情報提供サービスにより、提供された地図又は地図に準ずる図面の写しでも可。ただし、登記情報提供サービスによるものである旨、提供を受けた日、提供を受けた者の氏名を明記すること。)

6. 現地写真

協定範囲を赤色線で囲んで図示する。

□その他

1. 通路協定書の1部を建築指導課で保管するものとします。

また、副本（部数は自由）を提出していただき、受付印を押してお返しします。

2. 通路協定書作成者は、捺印した者全員に、通路協定書（建築指導課の受付印があるもの）の写し及び通路平面・断面図・公図等を配布してください。

3. 通路部分に公共用地（里道、水路、公共所有の土地等）が含まれている場合は、管理者の通行（使用）承諾が必要になります。管理者を調査して、事前協議を行ってください。

4. 通路協定書と通路平面・断面図を作成されましたら、捺印前に建築指導課と事前協議を行ってください。

捺印後に書面の訂正が必要になると、捺印の取り直しになる場合がありますので、注意してください。

通路平面図・断面図の参考例

・現況通路・・・黒色線で明示

・協定範囲・・・赤色線で明示

